

# 基準法の適用除外 美唄市と厚真町の事例から

- 歴史と現代の融合「使い続ける保存」を目指して -



建築審査会とは？活用を取り巻く課題、適用除外と代替措置など、美唄市と厚真町の事例を参考に、解説いただきます。

令和6年 **1** 月 **20** 日【土】

**時間** 15:00～17:00 (30分前受付開始)

**参加費** 無料

**定員** 会場：50名 オンライン：100名

**会場** 札幌市立大学サテライトキャンパス  
札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 12階

**懇親会** 18:00～ 札幌市中央区大通西5丁目3  
ホテルリソルトリニティ札幌 1F イルキャンティ

**申込** Eメール (h.habuka@scu.ac.jp) またはQRコードより  
お申し込みください。講座は当日も受付可。懇親会  
参加の場合は1/15までにお申し込みください。

講師

関 伸泰 氏

北海道建築指導課  
課長補佐 (建築基準・審査)

※略歴

1973年 稚内生まれ  
1996年 東北大学工学部建築学科  
卒業  
2003年～ 北海道 奉職

コーディネーター

羽深 久夫 氏

北海道建築審査会 会長  
全国建築審査会協議会 会長  
NPO法人 北の民家の会 理事長

お申し込み  
はこちら→

